

毎週火、金曜日発行(但休日該当するとき除日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正
公職選挙法による選挙事務規程の一部改正
鳥取県選挙運動管理規程の一部改正
- ◇選管告示 衆議院議員総選挙において立会演説会を開催すべき市の単位及び町

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月二十六日

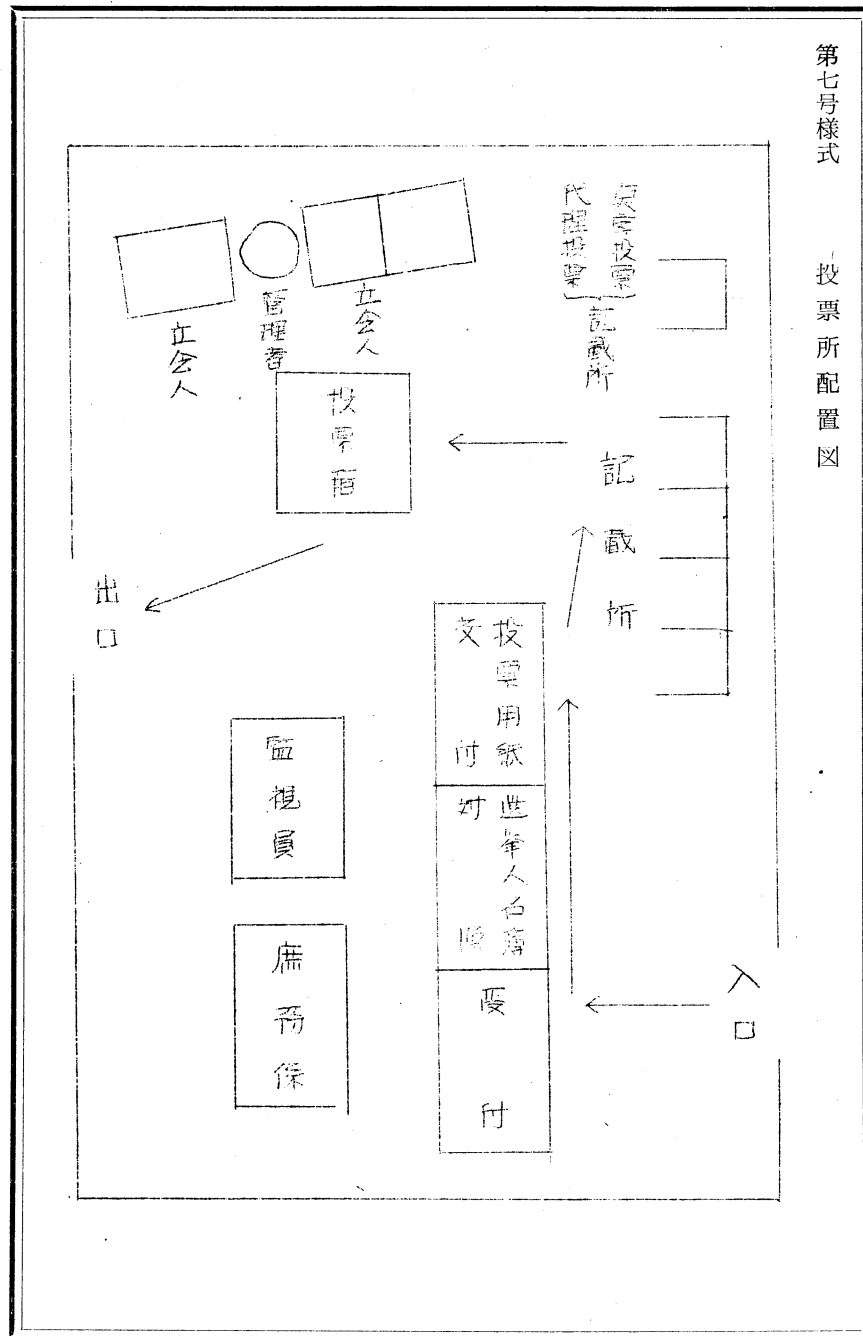
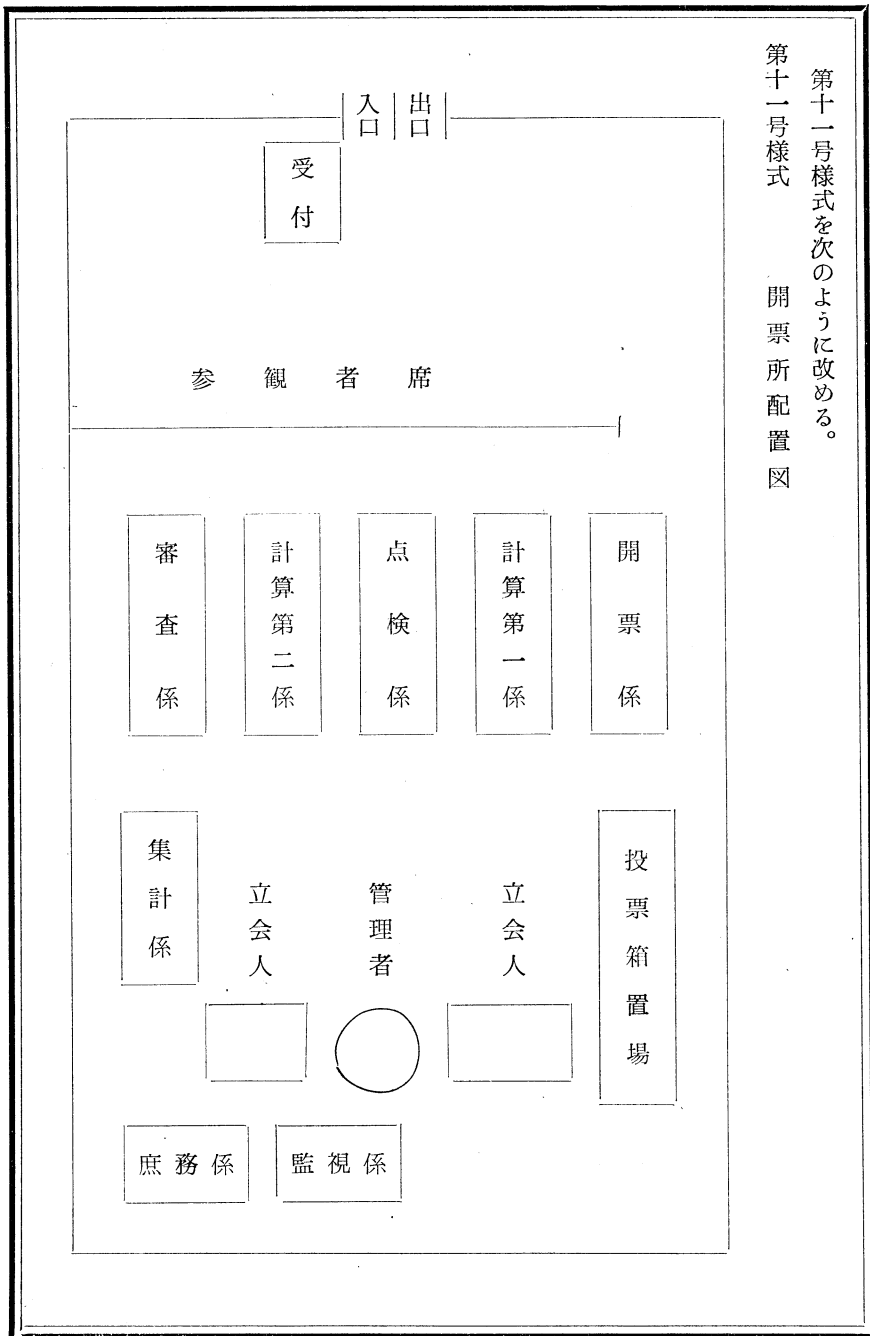
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「分数で表示する」を「小数点以下三位まで表示し、四位以下は切り捨てる」に改める。
第七号様式を次のように改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第四号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する

規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の委員会、前項の届出を受けたときは、直ちに県の委員会にその旨を報告しなければならない。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条 衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県

の知事の候補者(以下本章中「候補者」という。)が、法第六十八条第一項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県の委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文一通及び写真二葉を添えて、別記第十七号様式による申請書を県の委員会に提出しなければならない。

2 前項の原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定する。

3 第一項の原稿用紙には、氏名を記載する箇所(以下本章中「氏名欄」という。)及び写真を掲載する箇所を設けるものとする。

4 第一項の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前六箇月以内に上半身(無帽のもの)を撮影したもので、大きさは名刺型とし、その裏面に当該候補者の党派及び氏名を記載しなければならない。

5 第一項の申請を郵便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。

第四十条 掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により、縦書で記載しなければならない。

2 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、アラビア数字、アルファベットの文字、句点、読点、かぎ又はかっこ以外のものを使用して記載してはならない。

3 掲載文は、二以上の文字又は記号の類をもつて、他の文字又は記号の類を表示するように記載してはならない。

4 掲載文に使用する文字は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定する大きさに従わなければならない。

5 句点、読点、かぎ及びかっこ並びに氏名欄中の候補者の氏名に付する振仮名は、法第六十八条第二項の字数に算入しない。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 県の委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があつたときは、候補者に対し、

記載の訂正を求めることができる。

2 候補者が法第六十八条第一項の規定により県の委員会が指定する締切期日(以下「締切期日」という。)までに前項の規定による求めに応じない場合は、県の委員会は、必要な訂正をすることができる。

第四十一条第一項を次のように改め、同条第二項中「第三十九条第一項の期日」を「締切期日」に改める。

第四十一条 候補者は、すでに提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し、又は取り替えようとするときは県の委員会が交付した原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県の委員会に申請しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により、単色で印刷する。

2 選挙公報の様式は、掲載申請者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定す

る。

3 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 選挙公報の印刷を開始した後においては、候補者が死亡し、又は候補者たることを辞した場合（法第九十一条又は法第三百三条第四項の規定に該当する場合を含む。）においても、当該候補者の申請にかかるとる掲載文の掲載は中止しないものとする。

第四十五条第五項中「選挙人」を「関係選挙人」に改める。

第四十六条中「誤植」を「印刷の誤り」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十九条第一項を次のように改める。

第四十九条 氏名等の掲示を行った後、候補者が死亡し、又は辞退し、若しくは辞退とみなされるに至った旨の通知を選挙長から受けた場合は、市町村の委員会は、

掲示中その通知にかかる候補者に関する部分を二本線で抹消し、当該委員会の印を押さなければならぬ。

第二号様式を次のように改める。

一 自動車及び船舶

掲示中その通知にかかる候補者に関する部分を二本線で抹消し、当該委員会の印を押さなければならぬ。

第二号様式を次のように改める。

一 自動車及び船舶

第	号	氏	名
候	補	者	
選	用	自	動
挙		車	
		(船舶)	
鳥取県 選挙管理 委員会			

備考

白色の地色とし、縦三十二センチメートル、横二四センチメートルの大きさとする。但し、二以上の選挙が直近して行われる場合においては色をかえることができる。

二 拡声機

第	号	氏	名
候	補	者	
選	用	拡	声
挙		機	
鳥取県 選挙管理 委員会			

備考

白色の地色とし、縦十六センチメートル、横十二センチメートルの大きさとする。但し、二以上の選挙が直近して行われる場合においては、色をかえることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

近く行なわれる予定の衆議院議員総選挙において立会演説会を開催すべき市の単位及び町を次のとおり指定した。

昭和三十五年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会を開催すべき市の単位

鳥取市 三単位

米子市 三単位

倉吉市 二単位

境港市 一単位

二 立会演説会を開催すべき町

岩美郡 国府町、岩美町

八頭郡 郡家町、河原町、八束町、若桜町、智頭町

気高郡 気高町、青谷町

東伯郡 東郷町、三朝町、関金町、大栄町、東伯
 町、赤碓町
 西伯郡 西伯町、淀江町、名和町
 日野郡 日野町、日南町、溝口町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
 〔定価 一月極一三〇円(配達料共)〕